農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和7年1月8日

公益財団法人群馬県農業公社

理事長　横室　光良

農用地利用集積等促進計画（案）（館林市）

所在					面積（㎡）	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
館林市	足次町	村西	395－1	全域	431	R12.5.31
館林市	足次町	村西	407－1	全域	1210	R12.5.31
館林市	足次町	赤城西	1462－1	全域	1127	R12.5.31
◎意見聴取期間						

令和7年1月8日(水)　から　令和7年1月14日(火)